

## 第 17 号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 22 年 2 月 23 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

特別職等の期末手当に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年芦屋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「議員報酬の月額に、予算の範囲内で定める割合を乗じて得た額」を「議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の192.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額」に改める。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和43年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「予算の範囲内で定める割合を乗じて得た額」を「当該合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の192.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額」に改める。

(芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年芦屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「予算の範囲内で定める割合を乗じて得た額に」を「当該合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の192.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を

乗じて得た額に「」に改める。

( 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正 )

第 4 条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例 ( 平成 2 1 年芦屋市条例第 1 6 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「予算の範囲内で定める割合を乗じて得た額」を「当該合計額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額を加算した額に , 6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 9 2 . 5 , 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 1 7 . 5 を乗じて得た額」に改める。

附 則

この条例は , 平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

特別職等の期末手当に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(第1条関係)

期末手当の支給額は、議員報酬の月額に100分の15を加算した額を基礎として、6月期の支給率を100分の192.5、12月期の支給率を100分の217.5とする。(第7条)

##### (2) 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

(第2条関係)

期末手当の支給額は、給料及び地域手当の合計額に100分の15を加算した額を基礎として、6月期の支給率を100分の192.5、12月期の支給率を100分の217.5とする。(第4条)

##### (3) 芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正(第3条関係)

期末手当の支給額は、給料及び地域手当の合計額に100分の15を加算した額を基礎として、6月期の支給率を100分の192.5、12月期の支給率を100分の217.5とする。(第2条)

##### (4) 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正(第4条関係)

期末手当の支給額は、給料及び地域手当の合計額に100分の15を加算した額を基礎として、6月期の支給率を100分の192.5、12月期の支給率を100分の217.5とする。(第2条)

3 施行期日

平成 2 2 年 4 月 1 日